

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店において、店員として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、棚の商品整理をするために乗っていた台から降りようとして転倒し、負傷した。請求人は、直ちにD病院に搬送され、「左大腿骨頸部骨折」と診断され、療養の結果、平成○年○月○日治癒（症状固定）となった。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第10級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人作成の身体の状態にかかる申立書の内容を踏まえると、請求人の左下肢に残存する障害として検討すべきは、①股関節の機能障害、②下肢の短縮障害、③神経症状であると認められることから、以下検討する。

ア 股関節の機能障害について

E医師は、平成○年○月○日付け障害診断書(D) (一般用)において、平成○年○月○日に左股関節人工骨頭置換術を施行したとし、請求人の左股関節の運動範囲については、左屈曲90度・伸展0度、右屈曲120度・伸展0度、左右股関節とも外転20度、内転10度としている。したがって、同関節の可動域は健側可動域角度の2分の1以下に制限されているとは認められず、「人工骨頭そう入置換した関節のうち、その可動域が健側可動域角度の2分の1以下に制限されているもの」(第8級の7「1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの」)とは認められない。もっとも、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、左股関節に著しい障害を残していると述べていることから、当審査会としても、「1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」(障害等級第10級の10)には該当するものと判断する。

イ 下肢の短縮障害について

F医師は前記意見書において、下肢長を左右とも○cmと述べていることから、左右の下肢長差は認められず、当審査会としても、障害等級には該当しないものと判断する。

ウ 神経症状について

E 医師は、平成○年○月○日付け障害（補償）給付請求用診断書において、請求人に左股関節痛の障害が残存していると述べるが、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の神経系統の障害は「左股関節人工骨頭置換術」に伴う左下肢の機能障害と通常派生関係にある局所の神経症状であり、「関節の機能に著しい障害を残すもの」を超えるものと評価することはできない。

（２）以上から、当審査会としても、請求人に残存する障害は、上記（１）で判断した左股関節の「１下肢の３大関節中の１関節に著しい障害を残すもの」（障害等級第１０級の１０）と判断する。よって、請求人に残存する障害は障害等級第１０級を超えるものとは認められない。

（３）なお、請求人は疼痛の深刻さ及び歩行困難等を理由に障害等級第１０級を超える旨主張しているが、請求人に残存する障害の評価は、上記のとおりであって、請求人の同主張は当該結論を左右するものではない。

３ 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。